

第八十回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十三号

昭和五十二年六月九日(木曜日)

午後三時二十二分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

戸塚 進也君

中村 登美君

堀内 俊夫君

福岡日出磨君

福井 勇君

橋本 敦君

補欠選任

鹿島 俊雄君

橋本 繁蔵君

玉置 和郎君

森下 泰君

今泉 正二君

沓脱タケ子君

六月七日

辞任

長谷川 信君

片山 甚市君

六月八日

辞任

矢野 登君

宮之原貞光君

六月九日

辞任

森下 泰君

徳永 正利君

補欠選任

宮田 輝君

中村 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

上田 哲君

佐々木 満君

丸茂 重貞君

浜本 万三君

上原 正吉君

小川 半次君

鹿島 俊雄君

中村 太郎君

国務大臣

労働大臣臨時代理

政府委員

厚生大臣官房長

労働大臣官房長

労働大臣官房審議官

労働省労働基準局長

事務局側

常任委員会専門員

本日、の会議に付した案件

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

老人医療の有料化反対に関する請願(第一号)

労働基準法の改悪反対、母性保護の権利拡大強化に関する請願(第二号外八件)

保育事業振興に関する請願(第八号外六二件)

国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第三四号外一〇四件)

老人医療有料化に反対し医療制度拡充に関する請願(第三八号)

老人医療費の有料化に反対し現行制度の改善に関する請願(第三九号外五三件)

国の保育行政の改善に関する請願(第六〇号外三二件)

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第八〇号外七七件)

成人病予防法(仮称)の制定に関する請願(第一三四号)

老人医療費支給制度の充実に関する請願(第一三五号)

老人医療の有料化反対等に関する請願(第一六一号)

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第一六九号外一〇件)

国民健康保険料(税)の引上げ反対等に関する請願(第一九〇号外二〇件)

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願(第二二二号外三三三件)

業者婦人の健康と母性の保護に関する請願(第二四三三号外五件)

柔道整復師法一部改正に関する請願(第二五四号外一件)

中国残留日本人肉親探し並びに里帰り・永住帰国に関する請願(第二六六号外四二件)

外三二件

国民健康保険の抜本的改善に関する請願(第三七〇号外三件)

乳幼児医療無料の制度化に関する請願(第三七四号外一件)

生協規制反対等に関する請願(第四一〇号外二件)

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の許容基準の改正に関する請願(第四四五号外一件)

労働大臣許可看護婦家政婦紹介所を人材事業化し、個人雇用社会にある看護婦、家政婦に対する労働保険適用措置に関する請願(第四四六号)

精神衛生法の改正に関する請願(第五〇二号外一件)

難病対策に関する請願(第五〇三号外一件)

インドネシア地域等にある戦没者の遺骨収集に関する請願(第五五二号)

国民健康保険の臨時財政調整交付金の拡充に関する請願(第五九四号)

国民の社会福祉実現に関する請願(第六一一号外六八件)

被爆者援護法制定に関する請願(第八六四号外五件)

被爆者援護法の制定等に関する請願(第八七五号外八件)

医療保険の大改悪反対等に関する請願(第八八四号外三三件)

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願(第九八九号外三四五件)

療術単独立法阻止に関する請願(第一一三六号外一件)

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願(第一二二四号外三五五件)

—

- 社会保険対策の充実に関する請願(第一三八六号外二五件)
 - 障害者・児の生活の保障等に関する請願(第一四七二号外一二件)
 - 希望する障害者の仕事と生活の保障に関する請願(第一四七三号外五件)
 - 名瀬市生活保護級地の引上げに関する請願(第一五七六号)
 - 福祉の町づくりのため国の法制化に関する請願(第一八八七号外三件)
 - サツカロンの即時全面禁止に関する請願(第一六九六号外四件)
 - 生理休暇を有給で必要日数を保障することの請願(第一七一〇号)
 - 年金改善、高齢者医療の確立に関する請願(第一七七七号外六三件)
 - 健康保険法の一部改正案反対等に関する請願(第一八六四号外一九件)
 - 社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(第八六五号外一五件)
 - 老人医療費無料化制度の改善に関する請願(第一九〇二号)
 - 老人医療費の有料化と健康保険の改悪反对並びに医療の改善に関する請願(第一九五〇号外一件)
 - 老人医療費の有料化反对、現行制度の改善に関する請願(第一九五一号)
 - 季節労働者に対する雇用保険の「九十日支給」の継続に関する請願(第一八九九号外一件)
 - 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三十三号、第八十九号の批准に関する請願(第二〇八七号外一八二件)
 - 医療保険制度の大改悪反对等に関する請願(第二一一六号外一八七件)
 - 雇用保障・労働時間短縮、全国一律最賃制及び労働基本権確立に関する請願(第二四一三号外二件)
 - 保育器障害をなくし、障害児(者)の生活・教育・医療の改善に関する請願(第二四二二号外二一件)
 - 療養保険制度の改悪反对等に関する請願(第二四九四号外一〇件)
 - 生活保護基準の引上げと制度改革に関する請願(第二六〇二号外一件)
 - 国立大田病院の医療改善のために五十二年定員での大幅な増員に関する請願(第二六八一号)
 - 労災認定行為に対し、事業主側にも不服申立てできるよう法の改正に関する請願(第二七七一号)
 - じん肺法の一部改正に関する請願(第二九七〇号外二件)
 - 交通遺児の母親の雇用確保に関する請願(第二九九一号)
 - 母性保障についての法の改正に関する請願(第三〇二七号外九七件)
 - 増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(第三〇六一号外九七件)
 - 病院の診療報酬引上げに関する請願(第三二〇四号外一九件)
 - 母性保障基本法制定に関する請願(第三五一九号外一八件)
 - 全国一律最低賃金制確立に関する請願(第三五二二号外二二件)
 - 水道事業に係る国庫補助率の引上げ等財政措置の強化に関する請願(第三六六六号)
 - 健康保険制度(法)改正に関する請願(第三七九二号)
 - 日雇健康保険制度の改善に関する請願(第三七九五号外五件)
 - 全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する請願(第三八二二号外二二件)
 - 歯科医療の確保と改善に関する請願(第三八四九号外三八件)
 - 冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願(第三八五〇号外二件)
 - 健康保険の改定反对に関する請願(第三九一七号外三件)
 - 医療保険の改悪に反対し、現行諸制度改善に関する請願(第三九四五号)
 - 雇用安定基金制度の実現等に関する請願(第三九四七号)
 - 学童保育制度の拡充に関する請願(第四二九五号外一件)
 - 「母性保障法」の制定に関する請願(第四七一〇号)
 - 療術の制度化に関する請願(第四八四六号外四件)
 - 健康保険改悪に反対し、国庫負担増額に関する請願(第四八六一号外一件)
 - 国立療養所畑賀病棟の医療改善等に関する請願(第四九〇〇号)
 - 重度戦傷患者と家族の援護に関する請願(第四九一七号外一三件)
 - タール系色素をはじめとする食品等の着色料及び防腐剤追放に関する請願(第五〇六四号外三件)
 - 生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に関する請願(第五〇八四号外二件)
 - 健康保険法の改悪反对等に関する請願(第五一五五号)
 - 国立寺泊療養所の整備に関する請願(第五一五六号外二件)
 - 季節労働者に対する雇用保険の「九十日支給」及び生活保障に関する請願(第五二三九号外三件)
 - 健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短期)・国民健康保険制度改善に関する請願(第五四〇九号外二件)
 - 雇用保険法に「九十日支給」の特例等に関する請願(第五四三四号)
 - 難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願(第五四三七号外九件)
 - 全国一律最低賃金法制化等に関する請願(第五五三三号外二件)
 - 健康保険法の一部改正案に反対し、社会保険診療報酬の引上げに関する請願(第五六〇六号外一件)
 - 働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願(第五六一三三号外四件)
 - 医療保険制度の改革に関する請願(第五六一七号外二二件)
 - 医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良い医療を受けられる制度創設に関する請願(第五六三四号外四件)
 - 安心して子どもを生み育てられるよう母性保護の強化に関する請願(第五六四七号外二件)
 - 老人医療費の有料化に反対し、現行制度の改善等に関する請願(第五六五〇号外一件)
 - 公共職業安定所の組織の拡充に関する請願(第五六七一号外一件)
 - 障害児保育の充実改善に関する請願(第五七四二号外二一件)
 - 戦時災害援護法制定等に関する請願(第五七五九号外五件)
 - 国立浜田病院を地域の医療需要(救急老人医療を含む)に対応できるように医療機関としての整備、拡充等に関する請願(第五七七〇号)
 - 合成甘味料サツカリナトリウムに関する請願(第五七八八号外一件)
 - 犬の登録手数料引上げ等に関する請願(第五七九九号外一件)
 - 「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願(第五八〇二号外一五件)
 - 寡婦雇用促進法の制定等に関する請願(第五八一六号外五件)
 - 老人福祉に関する請願(第五九一二号)
 - 老齢福祉年金の大幅引上げ等に関する請願(第五九六一号)
 - 健康保険制度改悪反对等に関する請願(第六〇五五号)
 - 働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願(第六二七五号外二二件)
 - インドネシア、スマトラ島中部に「スマトラ島戦争犠牲者慰霊塔」建立に関する請願(第六二八五号)
 - 横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請

願(第六三三八号)

○横浜南部に社会保険事務所増設等の請願(第六三三九号)

○民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準の改善に関する請願(第六三四〇号)

○横浜市港南区に休日診療所を設置すること等の請願(第六三四一号)

○保育関係予算の大幅増額等に関する請願(第六三四二号)

○老人医療費の年齢制限引下げ等に関する請願(第六三五九号)

○横浜市内十四区に公立の休日・夜間診療所設置促進等に関する請願(第六三六〇号)

○保育事業推進に関する請願(第六四三九号外二件)

○高齢者・低所得者の暮らしと福祉等に関する請願(第六五〇一号)

○健康保険の改悪に反対し、医療改善に関する請願(第六五〇二号外四件)

○日雇健康保険の改善に関する請願(第六五一五号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(上田哲君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月二十七日、橋本敦君、戸塚進也君、福井勇君、中村登美君、堀内俊夫君、及び福岡日出磨君が委員を辞任され、その補欠として沓脱タケ子君、鹿島俊雄君、今泉正二君、橋本繁蔵君、玉置和郎君及び森下泰君がそれぞれ選任されました。また、本日、森下泰君が委員を辞任され、その補欠として宮田輝君が選任されました。

○委員長(上田哲君) 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 二つほど簡単に質問をします。この前も私の方から質問をしたんですが、その答えでなお不明確な点がありましたんで、重ねて二つだけお尋ねしたいと思ひます。

事業者から届け出られた有害性調査の結果などは、できる限り速やかに評価を終えて、その結果を公表し、労働者の健康障害の防止に資するべきであり、また評価が終わらないものであっても、その経過について適宜中間報告をするなど、国民の不信を招かないようにすべきであると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(桑原敬一君) 有害性調査の結果等につきましても、できる限り速やかに評価を終えまして、その結果を明らかにするとともに、評価が終わらない場合でありましても、その経過を中間報告する等の措置をとることとしたしまして、次のような内容の労働省令を中央労働基準審議会の御意見をも聞いた上で定めることにいたしましたと考えております。

すなわち第一は、労働大臣は、法第五十七条の二第一項の規定により届け出られました新規化学物質の有害性の調査の結果につきましても、学識経験者の意見を聞いたときは、当該新規化学物質の名称の公表後、一年以内に当該新規化学物質の変異原性に関しまして、中央労働基準審議会に報告をするものとしたします。

第二番目には、労働大臣は、法第五十七条の三第一項の規定による指示を行った有害性の調査の結果が報告されました場合には、一年以内にその結果を中央労働基準審議会に報告したいと考えています。

第三番目は、労働大臣は、法第八八条の二第一項の規定により疫学的調査等を実施し、または同条第二項の規定による委託を受けた者から、当該委託に係る疫学的調査等の結果の報告がありましたときは、一年以内にその結果を中央労働基準審議会に報告をいたしたいと考えております。

第四番目に、なお第五十七條の二の第一項の規定により届け出られました新規化学物質の名称

は、四半期ごとに一回官報に公表することとしたしたいと考えています。それから、新規化学物質の名称の公表は、特許出願を行っている場合等を除きまして、届け出後一年以内に行うこととしたしたいと考えております。

○浜本万三君 もう一つ、守秘義務規定につきましても、一部原案の修正が見られるようでありまして、なお関係学識経験者等の学問上の論議をいたすに制限したり、ましてや職業病隠しという結果を招くこととならないよう、改正法の運用に当たっては十分配慮しなければならぬと思ひますが、その点について政府の見解を重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(桑原敬一君) 改正法案の守秘義務規定の「秘密」に該当するかどうかにつきましては、この守秘義務規定が有害性の調査あるいは疫学的調査等の制度の、円滑な運営を図るために必要があるかどうかという観点から判断されるべきことは当然でございます。また、一般に「秘密」とにつきましては、その事実を提供する者が「秘密」とする意見を有しているかどうかの一つの重要な要素であると考えております。

そして、労働大臣は、有害性の調査あるいは疫学的調査等の制度運営についての責任を負っているといふべきでございますし、有害性の調査の結果等に関しまして必要な資料を提供して学識経験者の意見を求める立場にありまして、また、疫学的調査等の実施に関しまして、専門的知識を有する者に委託をする立場にあるわけでございます。したがって、改正法案の守秘義務規定に言う「秘密」については、労働大臣が「秘密」とする意思を有していたかどうかを含めて判断することになると考えます。

改正法案の守秘義務規定の「秘密」に該当する事実につきましては、有害性の調査に関しまして労働大臣が学識経験者に資料を提供する際に「秘密」であることを明示したり、疫学的調査等につきましても労働大臣が委託する際の契約において「秘密」の範囲を明確化することによって、労働大臣

がその意思を明らかにしていくこととしたしたいと考えています。このように、労働大臣が「秘密」であることを明らかにしたもの以外につきましては、原則といたしまして改正法案の「秘密」には該当しないものと考えています。

なお、改正法案の附則第一条により、有害性の調査に関する部分の施行期日は、公布から二年以内の政令で定める日とされているところでございます。施行日まで中央労働基準審議会——公・労・使の三者で構成いたしておりますが、ここできかなる事項が「秘密」になるかを含めまして、守秘義務について十分審議を尽くして合意を得ることとしたしまして、いやくも関係学識経験者等の学問上の論議をいたすに制限したり、職業病隠しというような結果を招くこととならないようにいたしてまいりたいと考えています。

○委員長(上田哲君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

なお、修正意見のある方は、討論中にお述べ願います。

○内藤功君 私は政府提出の法案並びに自民党より提出の修正案に反対し——まだ提出していないです。

○委員長(上田哲君) 討論の中で提出をしていただくことになりま。

○内藤功君 私は日本共産党を代表して、政府提出の法案に反対し、守秘義務条項及び罰則規定を削除する内容の修正案を提出いたします。

私は第一点として、このような守秘義務条項及び罰則規定は、医師、科学者その他の関係者が労働者の労働災害、職業病や国民の健康を守る上で、やむにやまれぬ正義感から事実を明らかにしたり、論文を書いたり、報告や講演をしたりあるいはマスコミの取材に応じたりする行為も含めて

禁止、処罰の対象とするおそれがあるということ
を深く憂うものであります。このようなことは、憲法に定める言論、表現の自由、学問研究の自由、さらにはマスコミの報道取材の自由を侵し、国民の知る権利を奪うおそれがあり、きわめて重大なものであると、かような観点から反対せざるを得ません。

第二点として、この法案が提出されるに至った経緯において非常に問題があります。一つは、中央労働基準審議会におきまして、百八条の二のいわゆる疫学的調査の問題を除きましては、かような守秘義務及びかような守秘義務に対する罰則の問題については何ら文書上、答申にもあらわれておりません。二つ目には、この法律が提案される前にわれわれに示された法案要綱なるものにも、この守秘義務の点は何ら書いてありません。三点目には、じん肺法改正案という、これは一定の改善内容を含めたものを労働安全衛生法の改正案と一本の法律で出してくる。かようなことは、いわば毒とまんじゅうを一緒にして、一緒に食べるといふようなものに等しいとも言えるのであって、私どもはこのような法案の出方自体に非常に問題があるということ指摘しておきます。

最後に、この法律案は、たとえば新規化学物質の有害性調査を事業者に行わせる。その結果を労働省へ届け出または報告させることとしておりますが、事業者の調査に任せるということでは、本当に調査結果の客観性が保証されるのか。事業者を性善説の立場で見なければかような法律はできない。労働安全衛生法というものは、事業者がもしかして隠すのではないかという観点からの厳しい姿勢が必要だろと思うのであります。さらに、公表の問題もございまして、届け出のあった新規化学物質の名称を公表するとありますけれども、事業者の調査結果の有害性、無害性のコメントなしで公表されるだけでは、これは十分な化学知識のある人以外には全く危険性についての判断は不明瞭であるということも、指摘しておきます。

たいと思うのであります。さらに「有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない」とありますが、これを守らなかつた場合の命令なり罰則の規定もございせん。私どもはその他多くの問題点があります。かような法案については十分に審議を尽くしたとは言えず、私どもは労働者の健康を本当に守る法律になつていないということを指摘せざるを得ません。

私は以上のような理由から、この政府提案の法案に反対し、また自民党から提出される予定の修正案についても、いま一言申し上げておきたい。これは、いま私の言つた政府案に対する危険性のおそれを何ら払拭するものではないということ、これが提案された場合には賛成しがたいということとを申し上げておきたいと思つております。

日本共産党提出の修正案は、かような心配のあるもとである守秘義務の条項と罰則、すべての削除を求めるものであり、これ以外にこの法案に対する国民の疑義を払拭する道はないということを強調して、私の討論を終わります。

○佐々木満君 私はこの際、まず次の修正案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案に対する修正案

正する法律案に次のように修正する。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第五十七條の次に三條を加える改正規定中第五十七條の二第五項及び第五十七條の第三項に次のただし書を加える。

ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

第一条のうち第八八條の次に一條を加える改正規定中第八八條の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、労働者の健康障害を防止するため

やむを得ないときは、この限りでない。

以上が修正の案文でございます。

この修正を踏まえて、原案に賛成をいたします。

○委員長(上田哲君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、内藤君提出の修正案の問題に供します。内藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 少数と認めます。よつて、内藤君提出の修正案は否決されました。

次に、佐々木君提出の修正案の問題に供します。

佐々木君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よつて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○浜本万三君 私は、ただいま可決されました労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、左記事項について迅速かつ適切に措置すべきである。

一、化学物質等の有害性調査のため、施設の整備に努めるとともに、既存の化学物質について、その有害性調査を国際的な連携もとつて計画的、積極的に推進すること。

二、労働者が産業の場で取り扱う化学物質について、労働者の健康を確保するために必要な表示の充実を図るとともに、機械等で労働者に健康障害をもたらすおそれのあるものについても構造規格を定める場合に必要な事項について表示させることとするよう配慮すること。

三、産業医確保等の実態にかんがみ、その量的確保とあわせて、その資質の向上を図るための積極的な対策を講ずるよう努力すること。

四、じん肺の合併症については、労働者保護の立場に立ち、専門家の意見を十分尊重して、その範囲及び具体的な要件を定めること。

五、改正じん肺法の運用に当たっては、現行法により労働者に与えられている保護を損なうことのないよう慎重に配慮すること。

六、本改正法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の増員と、労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

七、労働災害及び職業病の多発している業種について、労働基準審議会に専門の部会を設置する等、その運用の充実を図るとともに労働災害防止指導員の活用を図ること。

八、企業及び国が実施する有害性調査または疫学的調査の結果等については、労働大臣がそれを審査し、できる限り速やかにその結果を中央労働基準審議会に報告するよう明定すること。

右決議する。

○委員長(上田哲君) ただいま浜本君から提出さ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一、健康保険法の一部改正案反対等に関する請願(第六〇〇七号)(第六一〇四号)(第六一〇五号)(第六一五三三号)
一、歯科医療の確保と改善に関する請願(第六〇〇九号)(第六〇九九号)(第六一〇六号)(第六一五六号)(第六一五七号)(第六二九二二号)(第六二九三三号)
一、障害児保育の充実改善に関する請願(第六〇一〇号)(第六一五八号)(第六一五九号)(第六一六〇号)(第六二九七号)(第六三九一三号)
一、難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願(第六〇一一号)(第六一〇〇号)
一、「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願(第六〇一九号)(第六二〇二〇号)(第六二〇二二号)(第六二〇二二二号)(第六二四六六号)
一、療術の制度化に関する請願(第六〇二七号)
一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第六〇九八号)(第六二八八号)
一、社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(第六一五四号)(第六二八九号)
一、冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願(第六一五五号)
一、業者婦人の健康と母性の保護に関する請願(第六一六一号)
一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第六一六三三号)
一、日雇健康保険制度の改善に関する請願(第六一六四号)
一、健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合(短期・国民健康保険制度改善に関する請願(第六一六五号)
一、健康保険法の一部改正案に反対し、社会保険診療報酬の引上げに関する請願(第六一六六号)
一、国の保育行政の改善に関する請願(第六一六八号)
一、老人医療費の無料化に反対し現行制度の改

善に関する請願(第六一六九号)
一、医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良い医療を受けられる制度創設に関する請願(第六一七〇号)
一、安心して子どもを産み育てられるよう母性保護の強化に関する請願(第六一七一号)
一、老人医療費の無料化に反対し、現行制度の改善等に関する請願(第六一七二号)
一、働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願(第六二七五号)(第六二七六号)(第六二七七号)(第六二七八号)(第六二七九号)(第六二八〇号)(第六二八二二号)(第六二八三三号)(第六二八四号)
一、インドネシア、スマトラ島中部に「スマトラ島戦争犠牲者慰霊塔」建立に関する請願(第六二八五号)
一、ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願(第六二九〇号)
一、じん肺法の一部改正に関する請願(第六二九一号)
一、国民の社会福祉実現に関する請願(第六二九四号)
一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第六二九八号)(第六二九九号)(第六三〇〇号)(第六三〇一〇号)
一、横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請願(第六三三八号)
一、横浜南部に社会保険事務所増設等の請願(第六三三九号)
一、民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準の改善に関する請願(第六三四〇号)
一、横浜市港南区に休日診療所を設置すること等の請願(第六三四一号)
一、保育関係予算の大幅増額等に関する請願(第六三四二二号)
一、老人医療費の年齢制限引下げ等に関する請願(第六三五九号)
一、横浜市内十四区に公立の休日・夜間診療所

設置促進等に関する請願(第六三六〇号)
一、生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に関する請願(第六四〇〇号)
第五九七二号 昭和五十二年五月二十日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 横浜市金沢区六浦町三、四五四ノ八三 野沢正樹外二十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
第六二八七号 昭和五十二年五月二十一日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(五通)
請願者 静岡市大岩本町七ノ一五 井口一外七十八名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
第五九七二号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 島根県出雲市今市町八〇八出雲市市民病院内 常陸古義外三百三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六〇〇八号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 富山市田刈屋新町二丁目 辻光子外二百八十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六〇九五号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県長岡市横下町一、九七〇 加藤勇一郎外五百十一名
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六一六二二号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 横浜市港南区野庭町六七三 村上清美外五百六十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第五九七三三号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都新宿区四谷四ノ一〇ノ三全 医労会館内健保労連内 浜田実外百六十四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。
第五九七四号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県茂原市中の島町九二四ノ九 清水四郎外六十一名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。
第五九七五号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二、一四三ノ一五五 三浦尚子外三名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。
第五九七六号 昭和五十二年五月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市柏壁六、九七五ノ三 浜田豊吉外三十七名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。
第六二九六号 昭和五十二年五月二十一日受理

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六二九六号 昭和五十二年五月二十一日受理

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六二九六号 昭和五十二年五月二十一日受理

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六二九六号 昭和五十二年五月二十一日受理

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第六二九六号 昭和五十二年五月二十一日受理

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十二年六月九日【参議院】

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十二年六月九日【参議院】

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十二年六月九日【参議院】

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和五十二年六月九日【参議院】

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 東京都豊島区南長崎四ノ三九ノ一

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二四九四号と同じである。

第五九七七号 昭和五十二年五月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 大阪府河内長野市天野町一、〇一

三ノ一 井上喜代一外五千六百九十七名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第五九七八号 昭和五十二年五月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町洪川二本柳三

九 安斎嘉高外七千七百七十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第五九七九号 昭和五十二年五月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 長野県上水内郡豊野町一、〇八〇

西村長久外三千二百二十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第五九八〇号 昭和五十二年五月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西六丁目北海

道自治会館内北海道市町村職員共済組合理事長 国松一敏外一万五千二百二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第五九八一号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市本郷町一、六〇〇ノ

二埼玉土建大宮支部内 伊藤広二外一名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八二号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区桃井四ノ八ノ三

藤四郎外十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八三号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 山形県上山市八日町三二六 羽島

一雄

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八四号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川七ノ三三ノ二

大関隆外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八五号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都板橋区双葉町三五ノ一一

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八六号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都北区神谷三ノ四九ノ九

藤正好

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八七号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込六ノ一七ノ九

小宮正司外四名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八八号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区羽根木一ノ一一ノ

九 服部金蔵外四名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九八九号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願(四通)

請願者 東京都新宿区中井一ノ一三ノ一七

山田三佐雄外三名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九〇号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 静岡県三島市大場四三五 大村行

雄

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九一号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 秋田市中通五ノ二ノ一三 最上金

市

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九二号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 埼玉県草加市新里町一、〇三六

吉岡昭一

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九三号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 埼玉県秩父市上町二ノ一四ノ五

桜井吉造

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九四号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 熊本県荒尾市桜山町三ノ八ノ二

永嶋隆雄

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五九九五号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉四ノ四五ノ一九

南宣吉

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五九六号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 大阪市西区九条三ノ一九ノ三〇
青木恵作外十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第五九九七号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都保谷市下保谷二ノ一九
都丸泰江

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八〇号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都昭島市中神一、二五六ノ五
〇三字引弘明

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八一号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願(四通)

請願者 東京都品川区西中延二ノ一六ノ三
野田兼太郎外三名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八二号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 鹿児島市中山町四、一七七 永田
友義外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八三号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区水川台三ノ一九ノ一
原田勝義外二名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八四号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都江戸川区鹿骨町二、三四五
ノ一六 伊藤しげ子

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八五号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉町一八三 北
原和夫外二名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六〇八六号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都昭島市拜島町一、五三三ノ
一九ノ一 竹田千栄子外一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六一一一号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

法制化に関する請願

請願者 埼玉県狭山市狭山台一ノ三一 大
津貴

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六一五二号 昭和五十二年五月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都目黒区東ヶ丘一ノ三六ノ九
佐瀬耕一

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込三ノ二五ノ六
白田誠

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二一号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二
一第二大和荘内 大村博

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二二号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 山梨市下神内川一〇六 深沢幸次
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二三号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

法制化に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成四ノ四ノ二一ノ
六一〇 福本一男

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二四号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水三ノ五ノ五
ノ八 小山政男

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二五号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町四ノ一
二ノ一三 岡崎利

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二六号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 東京都品川区戸越五ノ七ノ一八
小山正章

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二七号 昭和五十二年五月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 埼玉県大宮市西遊馬エサ 浅野義
夫

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第六三二八号 昭和五十二年五月二十一日受理

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五一号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 北九州市若松区宮九一ノ一一ノ四
徳永弘徳外三十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五二号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡石橋町五二一 栗
原光雄外三十九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五三号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市戸祭三ノ六ノ七
森元清子外三十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五四号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡氏家町草川七ノ一三
中村明外三十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五五号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 新潟県西津市夷九八ノ六七 増茂
和男外三十九名

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五六号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市駒生町六五七 渡
辺則子外三十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五七号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 新潟県西津市赤玉二八 石塚綾子
外三十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五八号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎県都城市養原町二、三六四ノ
二 上野公弘外三十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇五九号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎県北諸郡三股町長田三、〇
二二 島原真樹夫外三十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六〇号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 新潟県新発田市大栄町五ノ八ノ一

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六一号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎県延岡市春日町一ノ一ノ三
井口正外三十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六二号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎市出来島町一 福沢美知子
外三十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六三号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎市元宮町七ノ三 富高恵三外
三十九名
紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六四号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 新潟市東受地町四、五四九 唐沢
政次外三十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六五号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 鹿児島市長田町二七ノ四 木原勝
広外三十九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六六号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 新潟県西津市春日町二 大倉清外
三十九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六七号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 宮崎市堀川町九六ノ三 泉静代外
三十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六八号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 栃木県矢板市扇町二ノ三ノ四〇
斎藤百合外三十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇六九号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市太田町六六三ノ一
森山きみ外三十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七〇号 昭和五十二年五月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

願 請願者 新潟県小千谷市天竺町九六四ノ四

紹介議員 水口優子外三十九名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七一号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町二ノ四ノ一八
勝見栄子外三十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七二号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟市女池和合町一、二三一 小
林隆外三十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七三号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県小千谷市千谷川一ノ一ノ
五 池田龍太郎外三十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七四号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市恒久五七八 大槻信行外三
十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七五号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎中央道三ノ二二 炭本寿外
三十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七六号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市霧島三ノ一〇四 菊村重俊
外三十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七七号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 栃木県佐野市赤見町一、一六九
須藤一郎外三十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七八号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市熱田区千二ノ九ノ六
杉原守外三十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六〇七九号 昭和五十二年五月二十日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県西尾市江原町屋敷三〇 鈴
木栄外三十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二四五号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県知立市山屋敷町山鼻三ノ一
八 長江宣昭外三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二四六号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市名東区猪高町上社平池九
二 森本勇外三十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二四七号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町大根三五 安
藤繁外三十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二四八号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県長岡市柏町二ノ三八四 青
木トシ子外三十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二四九号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市南区白水町三六 渋谷朝
次外三十九名

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県小千谷市寺町二二ノ九
青木宣夫外三十九名

紹介議員 戸田 武君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五一号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県柏崎市新花町六 大島道雄
外三十八名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五二号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市藤井寺一ノ九ノ一
一 原保彦外三十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五三号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県小千谷市片貝町八、五七五
浅田スミエ外三十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五四号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡相川町田町一二 村

上きよ外三十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五五号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡川口町野田七〇〇
南保繁治外三十九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五六号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市中区天白町弥生ヶ岡六
三 松本唯義外三十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五七号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県豊川市東光町四ノ三 一 成
田武雄外二十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五八号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県西尾市西浅井町坂側五四ノ
三 辻村照夫外三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二五九号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡一色町味浜 鈴木正
外三十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県西尾市寺津町寺後六ノ一
手嶋明美外三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六一号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市中区松城町一ノ一四 小
山勝彦外三十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六二号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市中区川間町一ノ一六九
野呂竹子外三十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六三号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市八幡台二七ノ七七
末永久人外三十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六四号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

願

請願者 愛知県瀬戸市赤重町七五 松根修
外三十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六五号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市中区道徳新町八ノ一四
久保田敏広外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六六号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県知多郡美浜町河和上前田三
谷川鉄五郎外三十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六七号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 愛知県豊田市長美町三ノ七一 田
口弘志外三十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六八号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 名古屋市中区豊田町西割二、九二
岡本進外三十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二六九号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市原町一ノ三 永友敏郎外
三十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二七〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市大和町一 金丸順子外三
十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二七一号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市昭和町一五三 栗林博文外
三十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二七二号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市永楽町二〇二ノ二 本田美
恵子外三十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二七三号 昭和五十二年五月二十一日受理

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市平和が丘東町二四ノ七 中
村政人外三十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二七四号 昭和五十二年五月二十一日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市大塚町六ツ合六七三 黒木

紹介議員 健一外三十九名
和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第六二九五号 昭和五十二年五月二十一日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願

請願者 福岡市西区茶山三ノ二ノ四二
別府敷外四千二百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第五九九九号 昭和五十二年五月二十日受理
寡婦雇用促進法の制定等に関する請願

請願者 東京都北区堀船三ノ七ノ五ノ一〇
五千徳初美外百三十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五八一六号と同じである。

第六〇九三三号 昭和五十二年五月二十日受理
寡婦雇用促進法の制定等に関する請願

請願者 東京都港区三田二ノ一ノ一〇
三 渡辺須美外百三十六名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第五八一六号と同じである。

第六〇九四四号 昭和五十二年五月二十日受理
寡婦雇用促進法の制定等に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町五二七 嵐田
雅子外百三十九名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第五八一六号と同じである。

第六一六七号 昭和五十二年五月二十日受理
寡婦雇用促進法の制定等に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原六ノ四ノ一
三津子外百四十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五八一六号と同じである。

第六〇〇五号 昭和五十二年五月二十日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区片倉町七二七かな
がわ生活協同組合理事長 岩山信

紹介議員 春日 正一君

一、健康保険本人と企業主負担による赤字解消を
目的とした健康保険法の改悪はやめること。

二、ボーナスからの二パーセント天引きや、初診
料七百円への引上げはやめること。

三、老人医療費の有料化はやめること。

第六〇〇六号 昭和五十二年五月二十日受理
タール系色素をはじめとする食品等の着色料及び
防腐剤追放に関する請願

請願者 横浜市神奈川区片倉町七二七かな
がわ生活協同組合理事長 岩山信

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五〇六四号と同じである。

第六〇〇七号 昭和五十二年五月二十日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京内畑町一平田
齒科医院内 加藤眞美外二十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第六一〇四号 昭和五十二年五月二十日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家二ノ五ノ七埼玉
県保険医協会内 里村成章外十二

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第六一〇五号 昭和五十二年五月二十日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 福岡市中央区天神四丁目福岡
シヨッパーズプラザセンタービル

紹介議員 加藤 進君

第六一五三三号 昭和五十二年五月二十日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 宮城県古川市東町一ノ二四 高橋
信外三十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第六〇〇九号 昭和五十二年五月二十日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 京都市上京区土屋町通丸太町上ル
西入中務町四九〇ノ三鈴木歯科医

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六〇九九号 昭和五十二年五月二十日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 東京都中野区江古田二ノ二三ノ四
斎藤歯科医院内 斎藤孝太郎外二

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六一〇六号 昭和五十二年五月二十日受理

歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 愛知県稲沢市松下町大坪一〇 坪
井義明外二百八十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六一五六号 昭和五十二年五月二十日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 宮城県宮城郡宮城町下愛子二本町
一 佐藤隆外二十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六一五七号 昭和五十二年五月二十日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 京都市左京区吉田牛ノ宮町二五ノ
一三山田歯科医院内 山田浩外百

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六二九二二号 昭和五十二年五月二十一日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 福岡市南区大楠三ノ一ノ一 拜田
安外二百二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六二九三三号 昭和五十二年五月二十一日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 新潟県三島郡三島町脇野町二、一
三六河内歯科医院内 河内隆男外

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六一〇一〇号 昭和五十二年五月二十日受理
障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県深谷市西島二〇七ノ四二

掛川初江外四十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六一五八号 昭和五十二年五月二十日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡皆野町皆野一、二三

〇ノ五 加藤安子外五十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六一五九号 昭和五十二年五月二十日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県深谷市大谷一、七八〇ノ五

斎藤公子外五十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六一六〇号 昭和五十二年五月二十日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県大里郡川本町本田八九五ノ

一 小林たつ子外四十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六二九七号 昭和五十二年五月二十一日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県深谷市深谷一五〇ノ五 橋

本豊外五十八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六三九一号 昭和五十二年五月二十一日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上野台下宿一、七〇

一 橋本良外六十一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六〇二二号 昭和五十二年五月二十日受理

難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願

請願者 富山市花園町二ノ七ノ一二 吉田

信雄外五十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五四三七号と同じである。

第六一〇〇号 昭和五十二年五月二十日受理

難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願

請願者 広島市尾長丸山町二三八 林登外

二百二十一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第五四三七号と同じである。

第六〇一九号 昭和五十二年五月二十日受理

「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三

日 本百歳会内 石井ツル

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六〇二二〇号 昭和五十二年五月二十日受理

「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三

日 本百歳会内 大平毅治次郎

紹介議員 小川 半次君

この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六〇二二一〇号 昭和五十二年五月二十日受理

「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三

日 本百歳会内 黒木勇作

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六〇二二二〇号 昭和五十二年五月二十日受理

「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三

日 本百歳会内 常川光治郎

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六一四六号 昭和五十二年五月二十日受理

「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三

日 本百歳会内 河野哲丸

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六〇二七号 昭和五十二年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 長野県小諸市甲一、三六九ノ九

尾崎敦雄外二名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第六〇九八号 昭和五十二年五月二十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町米岡二六ノ一

一 井川哲男外六百二十五名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六二八八号 昭和五十二年五月二十一日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二十二通)

請願者 埼玉県上尾市上町二ノ九ノ九 森

尾やす子外一万三千五百七十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 宮城県仙台市殿町二〇郷家第二歯

科医院内 郷家智道外五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第六二八九号 昭和五十二年五月二十一日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区羽坂通二ノ一ノ六

内園豊久外百一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第六一五五号 昭和五十二年五月二十日受理

冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北そ

の他の寒冷地に適用することの請願

請願者 宮城県多賀城市東田中舟橋八四

小畑光子外四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三八五〇号と同じである。

第六一六一号 昭和五十二年五月二十日受理

業者婦人の健康と母性の保護に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区新井町六五 赤

坂三代外四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第六一六三〇号 昭和五十二年五月二十日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市手広七三〇ノ五ノ

二〇八 高橋繁幸外二百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第六一六四号 昭和五十二年五月二十日受理

日雇健康保険制度の改善に関する請願

請願者 横浜市西区岡野一ノ一五ノ一五

小原なつ外三千六百九十名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第六一六五号 昭和五十二年五月二十日受理

健康保険改悪に反対し、健康保険・共済組合（短期）・国民健康保険制度改善に関する請願

請願者 千葉県市川市真間四ノ二ノ一〇井上荘内 永井淳子外四百八十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五四〇九号と同じである。

第六一六六号 昭和五十二年五月二十日受理

健康保険法の一部改正案に反対し、社会保険診療報酬の引上げに関する請願

請願者 京都市中京区御前通松原下る京都府医師会館内京都府保険医協会内 中野信夫外三百四十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五六〇六号と同じである。

第六一六八号 昭和五十二年五月二十日受理

国の保育行財政の改善に関する請願

請願者 京都府舞鶴市西吉原二二六 山田正子外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第六一六九号 昭和五十二年五月二十日受理

老人医療費の無料化に反対し現行制度の改善に関する請願

請願者 北海道稚内市潮見一ノ四ノ七 寺井隆夫外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六一七〇号 昭和五十二年五月二十日受理

医療保険制度大改悪に反対し、国民が安心して良い医療を受けられる制度創設に関する請願

請願者 新潟県新潟市柄目木一、〇四三

渡部弘外二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六三四号と同じである。

第六一七一号 昭和五十二年五月二十日受理

安心して子どもを生み育てられるよう母性保護の強化に関する請願

請願者 茨城県勝田市春日町一三ノ一四 白水登外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六四七号と同じである。

第六一七二号 昭和五十二年五月二十日受理

老人医療費の無料化に反対し、現行制度の改善等に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、九九九ノ二 榎本哲男外四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六五〇号と同じである。

第六二七五号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ四ノ一五王子生協病院労組内 鈴木正外八十五名

紹介議員 粕谷 照美君

一、基本要
1 希望する児童が全員入園できる保育所を大量に増設すること。

2 産休あけからの零歳児保育並びに、父母の労働時間を保障するために現状に見合わない児童福祉施設の最低基準を抜本的に改訂すること。

二、以上の基本要
1 無認可保育所が実現されるまで、無認可保育所に対して、次の緊急措置を要求する。

2 無認可保育所が認可を容易に受けることが

できるよう指導援助を行うこと。

3 無認可保育所の保育内容を向上させるために、同保育所に働く保育士の研修費を配慮すること。

4 無認可保育所で働く職員と児童の定期健康診断及び損害賠償責任保険を公費で実施すること。

5 職場保育所の児童に良い保育がされるよう指導と援助をすること。

6 無認可保育所の児童の福祉が守られるよう設備、整備改善のための助成をすること。

理由
昨年にひきつづく不況、インフレで働かなければ生活していけない父母が増え、保育所の絶対数不足、家庭環境などの荒廃の現実のなかで、親たちは、幼い子どもたちを守り育てる無認可保育所の今日の役割を見出している。すべての子どもたちが、心身ともに健やかに育成され、等しく教育の機会を保障される児童憲章や児童福祉法の観点にたつて、無認可保育所の運営の困難は、極限に達している。同保育所が存在していることは、公費で行うべき仕事を、住民がやらざるを得ない保育行政の立遅れを裏証している。無認可保育所と認可保育所の子どもの差の処遇の内容の格差、預ける父母の重い経済的負担、職員の過重労働や低い賃金などの矛盾は耐え難いものとなっている。

第六二七六号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 熊本市大江本町二ノ三六新日本婦人の会熊本本部保育問題研究会 内 後藤悠紀子外二十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二七七号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見三、八八一国共病組新別府病院支部だけの子保育

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 熊本市大江本町二ノ三六新日本婦人の会熊本支部内 豊原典子外十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八一号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長栄寺一ノ四〇ノ九とんぐり共同保育所内 石井真幸外十一名

紹介議員 安武 洋子君

所内 野村ナツ子外十四名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二七八号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 北九州市門司区中町六ノ一 国鉄労働組合門司地方本部中央支部九州資材部分会内 明石辰雄外二百四十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二七九号 昭和五十二年五月二十日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 長野県佐久市瀬戸中庭一、一一一ノ一 総評全国金属労働組合高見沢電機支部内 望月清泰外二十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 熊本市大江本町二ノ三六新日本婦人の会熊本支部内 豊原典子外十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八一号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長栄寺一ノ四〇ノ九とんぐり共同保育所内 石井真幸外十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八二号 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見三、八八一国共病組新別府病院支部だけの子保育

紹介議員 安武 洋子君

請願者 熊本市花畑町熊本電話局自動運用課内 宮村孝子外二十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八三三 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願
請願者 和歌山県御坊市藤田町吉田全農林近畿地方本部紀中分会内 滝谷捷外十二名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八四四 昭和五十二年五月二十一日受理

働く婦人に見合った保育所増設等に関する請願
請願者 東京都足立区千住曙町三五〇一全金前田鉄工東京支部内 石川武男外十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第六二七五号と同じである。

第六二八五五 昭和五十二年五月二十一日受理

インドネシア、スマトラ島中部に「スマトラ島戦争犠牲者慰霊塔」建立に関する請願
請願者 長崎県福江市中央町一ノ二三 松本松外三千二百四十三名

紹介議員 有田 一寿君

太平洋戦争中スマトラ島において散った我が軍人、軍属、一般邦人あるいは協力中倒れた現地住民、英・蘭・豪等の諸外国人併せて一万幾千の方々のごめい福を祈るため、スマトラ島派遣第二十五軍(富集団)の司令部が設置されていたスマトラ島の中部都市「フキチンギ」に「スマトラ島戦争犠牲者慰霊塔」を政府において建立された。

理由

昭和二十年八月十五日をもって終結をみた太平洋戦争は故国日本の国土に壊滅的な荒廃をもたらしたのみならず、日本軍の侵攻を受けた諸外国に至るまで惨憺たる被害を被らせたことは国民の記憶に新たなものがある。また、国内国外にわたり多数の戦争犠牲者を統出せしめたばかりでなく、他国の多くの罪なき人々を戦争に巻き込み尊い生命を奪つたことは国外に侵攻を余儀なくされた日本人としてさなきにたえないところである。しかも戦争という人類最大の不幸事に人命を失つたこれらの方々の霊を現在まで山野にさ迷せていることは、ご遺族はもちろん、生存の私達には忍びがたいものがある。

るまで惨憺たる被害を被らせたことは国民の記憶に新たなものがある。また、国内国外にわたり多数の戦争犠牲者を統出せしめたばかりでなく、他国の多くの罪なき人々を戦争に巻き込み尊い生命を奪つたことは国外に侵攻を余儀なくされた日本人としてさなきにたえないところである。しかも戦争という人類最大の不幸事に人命を失つたこれらの方々の霊を現在まで山野にさ迷せていることは、ご遺族はもちろん、生存の私達には忍びがたいものがある。

第六二九〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願
請願者 鹿児島県名瀬市有屋町一、七〇〇大賀末志外二百名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第六二九一四 昭和五十二年五月二十一日受理

じん肺法の一部改正に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡中町三三〇一五全国じん肺患者同盟内 砂永光正外百十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第六二九四四 昭和五十二年五月二十一日受理

国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 大阪府吹田市日の出町一ノ二五福田和雄外千名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六二九八八 昭和五十二年五月二十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 大阪府豊中市野田町三〇ノ四吉田末子外三千六百七十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

第六三〇〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 岐阜県大垣市熊野町一、〇〇一久保田七男外四千八百七十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

第六三〇九四 昭和五十二年五月二十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 静岡県焼津市小川一、三一〇ノ四前川高男外三千六百七十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

第六三〇〇号 昭和五十二年五月二十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 岐阜県大垣市熊野町一、〇〇一久保田七男外四千八百七十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

第六三〇一四 昭和五十二年五月二十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市富本町国二〇ノ五北川勝彦外三千二百五十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五七五九号と同じである。

第六三三八八 昭和五十二年五月二十一日受理

横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請願
請願者 横浜市旭区今宿南町一七四〇 黒崎厚子外八十二名

紹介議員 春日 正一君

横浜市旭区に国立総合病院を早急に建設された。

理由

横浜市旭区は現在地方都市並みに人口が二十万人に達しているが、急病人やけが人が出た場合数回たらい回しにされた上、手遅れになった例も出てくる。また、区民が遠くまで出かけることも、区内で専門的な診療や治療が受けられるための国立総合病院を建設すべきである。

第六三三九四 昭和五十二年五月二十一日受理

横浜南部に社会保険事務所増設等の請願
請願者 横浜市戸塚区戸塚町一九二ノ四達者で長生する戸塚懇談会内 中島貞三外百七十七名

紹介議員 春日 正一君

横浜南部(戸塚区方面)に社会保険事務所を増設すること。

二、当面の措置として、「年金相談センター」を設置すること。

三、関係職員を増員し、住民サービスの向上を図ること。

理由

一、神奈川県社会保険事務所の現状は、事務所数、関係職員数において極めて少なく、県民へのサービスの障害となつてゐる。
二、横浜市における事務所は三箇所、二十二年間も増設されず、他の大都市と比較し劣悪な事情にある。特に、横浜南社会保険事務所の管内人口は、百万人、日本一の超過密事務所の一つである。

第六三四〇四 昭和五十二年五月二十一日受理

民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準の改善に関する請願
請願者 横浜市戸塚区戸塚町一六七 鈴木正二外七百六十七名

紹介議員 春日 正一君

民間社会福祉施設職員の民間施設給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準を改善するため、次の事項の実現を図られた。
個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、社会福祉事業法第二条に定める施設のうち、措置費の支弁対象施設のみを認めているが、乳児保育、障害児保育を行う保育所の機能より考慮して当然必要な次の職種を加えること。
1、保健婦
2、看護婦
3、幼稚園教諭

号) (第六四五〇号) (第六四七五号) (第六四七五号)

新刊言 六日 海

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四二〇号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草六反町四京都
市立砂川保育所保護者会内 小林
孝金外四百六十名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四二二号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市伏見区石田大受町五〇大受
団地一ノ一、一〇六 池田恵市外
八百七十八名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四二二二号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市上京区河原町今出川下ル芝
山ビル内京都私立保育所労働組合
内 小山逸子外千名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四二三号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都足立区島根四ノ一二ノ三栗
原共同保育園内 逢沢キミ子外七
百九十二名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四四〇号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県深谷市柏合二六九 児玉愛
子外四百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四四一〇号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都墨田区墨田三ノ二四ノ三墨
田保育料問題実行委員会内 加藤
善次郎外九百九十九名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四四四〇号 昭和五十二年五月三十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ一二練馬
区役所内都職労練馬支部保育園分
会内 山田なほ子外五百八十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四四七〇号 昭和五十二年六月一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市北区小松原北町六九 北村
治代外千九百九十四名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四七七〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島四ノ三八ノ六
あおやぎ保育園父母の会内 長谷
川捷三外六百二十九名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四七八〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都墨田区横網一ノ六ノ一都職
労墨田支部婦人部内 飯倉芳枝外
四百九十四名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八一〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都北区豊島三ノ四ノ一五クラ
ブ保育園父母の会内 高島悦子外
千七百名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八二〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都杉並区梅里一ノ一八ノ一五
相沢善雄外千四百七十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八三〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府富田林市若松町一ノ二ノ一
五富田林保育運動連絡会内 佐藤
俊子外千二百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八四〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府吹田市吹東町二四ノ九 斎
藤信子外千九百三十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八五〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都北区豊島二ノ二四ノ五たん
ぽぽ共同保育園内 藤田昇外千三
百八名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八六〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府枚方市都丘町一九ノ一九ひ
よこ保育園 菊川和栄外二千十五
名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八七〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府吹田市高城町二〇ノ六吹田
保育運動連絡会内 中居純子外二
千三百六十七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八八〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都調布市国領町三ノ八ノ一五
東京都保育所労働組合二葉くすの
き分会内 中島ヒデ子外千二百二
十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四八九〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都杉並区宮前二ノ二九ノ一六
芝岡珠子外千二百九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九〇〇号 昭和五十二年六月二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市久下四三九ノ二 田
中秀之外二千九百一十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九一号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 宮城県多賀城市下馬二ノ一三ノ一

四下馬乳児共同保育所内 若狭千

恵外二千四百八十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九二号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市吹東町二四ノ一 齊

藤信子外三千二百五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九三号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 山梨県甲府市宝一ノ一ノ九山梨勤

労者医療協会の 池田功外二千六

名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九四号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府堺市百舌鳥梅北町五丁堺保

育運動連絡会内 森安五郎外二千

二百七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九五号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市上木崎三ノ一ノ一八

埼玉保育問題協議会内 関野史世

外二千二百八十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九六号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 新潟市川岸町三ノ一七ノ一 新潟

県保育者労働組合内 関谷美恵子

外千九百五十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九七号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都保谷市本町三ノ一七ノ一五

保谷市保育園父母会連絡協議会内

渡辺泰庸外二千五十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九八号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都東久留米市南沢四丁目市立

ひばり保育園父母の会内 菅野静

二外二千七百七十六名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四九九号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府泉大津市助松一ノ二ノ二二

泉北教職員組合内 村田早苗外二

千四百四十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六五〇〇号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市内小阪一六七ノ一

西岡正義外三千九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六五一一号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢四ノ七ノ一三

山本ひかり外二百八十九名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六五二六号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市上京区室町中立売下ル中立

保育所保護者会内 安東久夫外千

百二十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六五五〇号 昭和五十二年六月二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府交野市私部三、〇五四交野

市職労働組合内 小川武士外五

百四名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六四二六号 昭和五十二年五月三十日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(二通)

請願者 宮崎県都城市菓子野町今屋 中村

秀秋外一名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四一七号 昭和五十二年五月三十日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(二通)

請願者 福岡県大牟田市歴木八五ノ一四

山崎勝美外一名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四二七号 昭和五十二年五月三十一日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡塩田町 野田俊雄

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四六七号 昭和五十二年六月一日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

請願者 兵庫県明石市林二ノ三ノ一二 中

谷利明

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四六八号 昭和五十二年六月一日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

請願者 大分県別府市北浜一ノ四ノ一 岩

永富次郎

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四六九号 昭和五十二年六月一日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島

幸一

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四七〇号 昭和五十二年六月一日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(二通)

請願者 熊本県球磨郡錦町一武二、六五〇

ノ五九 福屋政雄外一名

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六五二二号 昭和五十二年六月二日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(三通)

請願者 宮城県岩沼市三色吉平等六〇 猪

股清作外二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六五二二号 昭和五十二年六月二日受理

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

請願者 大分県杵築市熊野 木元進

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第四九一七号と同じである。

第六四二四号 昭和五十二年五月三十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮六ノ二〇ノ二五

大槻和子

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第六四五〇号 昭和五十二年六月一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 大阪府東大阪市東鴻池町五ノ五ノ八 森幸一外十名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第六四七五号 昭和五十二年六月二日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都昭島市拝島町二、一四一ノ五 森井美枝子

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第六四七六号 昭和五十二年六月二日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚三ノ三二ノ一 七 田口宇一外三名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第六四二九号 昭和五十二年五月三十一日受理

障害児保育の充実改善に関する請願

請願者 埼玉県本庄市小島南三ノ六ノ二

辺見和雄外四十八名

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第五七四二号と同じである。

第六四三〇号 昭和五十二年五月三十一日受理

療術の制度化に関する請願(四十九通)

請願者 静岡県駒形通一ノ一ノ七 近藤昭

蔵外四十八名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第六五一〇号 昭和五十二年六月二日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 静岡県浜松市海老塚町 永井みつ

外四十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第六五二三号 昭和五十二年六月二日受理

療術の制度化に関する請願(五十四通)

請願者 静岡県榛原郡吉田町住吉二、六一

二ノ三 芝原俊外五十三名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第四八四六号と同じである。

第六四三九号 昭和五十二年五月三十一日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 香川県仲多度郡多度津町西日方社

会福祉法人白方保育園理事長 和

気慎吾外八百五十名

紹介議員 平井 卓司君

一、保育所職員身分制度の確立

1 専門職としての処遇の制度化を図ること。

2 保育所職員に対する福祉年金基金制度の確

立を図ること。(厚生年金と公務員共済の格差是正)

二、保育所運営の強化拡充

1 公私給与格差の是正を図ること。

2 事務職員の設置を行うこと。

3 民間施設給与等改善費(旧民調費)の増額を図ること。

4 民間施設(法人)管理費の拡充を図ること。

5 措置費における地域区分の改善を図ること。

三、乳児保育制度の確立

1 所得階層区分及び三人セットのわくの撤廃を行うこと。

理由

保育所の保母は、長時間にわたる勤務条件のもとに、乳幼児の保育という重要な職務に携わっているが、これら保育所に働く職員の処遇及び入所児童の措置は必ずしも十分なものとはいえない状況にある。

第六五二八号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡丹原町湯谷口湯谷口

保育園内 豊田隆淳外六十九名

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五二九号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願(二通)

請願者 沖縄県那覇市高良一二六野菊保育

園内 吉武進外百七十七名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三〇号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 島根県益田市市須町 大庭崇忍外

六十名

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三一号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 長野市南長池八五八社会福祉法人

日本保育協会長野県支部内 渡辺

貞外百二十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三二号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 岡山市新保四一七ノ一しらばら保

育園内社会福祉法人日本保育協会

岡山県支部内 安達学外百五十六

名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三三号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町黒目一八ノ一

八社会福祉法人米納津保育園内日

本保育協会福井県支部内 金林勉

外百二十二名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三四号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 茨城県那珂湊市平磯町二、九九〇

ノ二日本保育協会茨城県支部内

川崎長光外三十二名

紹介議員 那 祐二君

この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三五号 昭和五十二年六月二日受理

保育事業推進に関する請願

請願者 大分県下毛郡本耶馬溪町西谷 井

上了誠外二千二百九十一名
紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三六号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 宮崎市本郷北方草葉二、一二四社
会福祉法人日本保育協会宮崎県支
部内 荒武直康外百二十九名

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三七号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 群馬県碓氷郡松井田町横川六〇〇
柴崎恵五外百二十八名

紹介議員 高橋 邦雄君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三八号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 札幌市白石区青葉町二丁目社会福
祉法人日本保育協会北海道支部内
高橋清吉外三十六名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五三九号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 新潟県長岡市四郎九三ノ五ノ二東
部保育園内 長尾武磨外百二十六
名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四〇号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 埼玉県大里郡妻沼町田島二三八
丹羽洪宗外四十六名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四一号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 青森県弘前市豊原一ノ一ノ三社会
福祉法人日本保育協会青森県支部
内 宮本喜夫外三百三十三名

紹介議員 寺下 岩蔵君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四二号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 山梨県西八代郡市川大門町高田
二、七八ノ二高田保育園内日本
保育協会山梨県支部内 田中静光
外六百七十七名

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四三号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 兵庫県姫路市飾磨区英賀西町二丁
目社会福祉法人広英保育園内 金
子末夫外二十名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四四号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願 (二通)
請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八日本保育協
会佐賀県支部内 不二見徹助外千
百八十八名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四五号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 東京都新宿区南元町四社会福祉法

人二葉保育園二葉南元保育園内
藤井キヨノ外三百六十名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四六号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 岐阜県美濃加茂市太田町日本保育
協会岐阜支部内 林修平外六十四
名

紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四七号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 大阪府平野区瓜破東二ノ二ノ五三
天宗保育園第二瓜破園日保協大阪
支部内 土井鶴之助外五百十八名

紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四八号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡赤碕町赤碕一、五〇
〇赤碕保育園内日本保育協会鳥取
県支部内 福田信雄外百二十八名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六五四九号 昭和五十二年六月二日受理
保育事業推進に関する請願
請願者 富山県高岡市中田四、五〇ノ一
中田保育園内日本保育協会富山県
支部内 飛鳥寛典外七百四十七名

紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第六四三九号と同じである。

第六四四二号 昭和五十二年五月三十一日受理
国民の社会福祉実現に関する請願 (二通)

請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ三〇福祉
会館内日本社会福祉労働組合山形
県支部内 石栗栄市外千七百四十
四名
紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六五二二号 昭和五十二年六月二日受理
国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 静岡県三島市梅名五五三ノ二よう
らん保育園労働組内 井沢智子外二
千九十九名

紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六四四五号 昭和五十二年五月三十一日受理
「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三日
本百歳会内 佐藤市太郎

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六四七一号 昭和五十二年六月一日受理
「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三日
本百歳会内 野村良男

紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六四七三三号 昭和五十二年六月二日受理
「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三日
本百歳会内 河野正法

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六五五九号 昭和五十二年六月二日受理
「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願
請願者 大阪府豊中市緑ヶ丘四ノ九ノ九

紹介議員 戸川とき
杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六五七号 昭和五十二年六月二日受理
「百歳長寿者年金」制度創設に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三日
本百歳会内 高木カネ

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五八〇二号と同じである。

第六四八号 昭和五十二年六月一日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願
請願者 富山市常盤町一ノ六 菅田博子外
二百四十一名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六五二三号 昭和五十二年六月二日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願
請願者 名古屋市中区和区妙見町一九ノ二
加藤毅外七百四十名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第六四七九号 昭和五十二年六月二日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 大分市生石町三 江藤清志外五百
七十六名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第五六一七号と同じである。

第六五〇一号 昭和五十二年六月二日受理
高齢者・低所得者の暮らしと福祉等に関する請願
請願者 東京都葛飾区新小岩四ノ五ノ五
細井リツ子外二千三百名
紹介議員 杏脱タケ子君
政府に対して次の政策を要請するよう決議された。

- 一、全国一律最低賃金制を確立し、低所得・貧困状態を抜本的に改善すること。
- 二、大量解雇の規制、雇用保険の改善、失対事業の拡充と中高年齢者、身障者などの雇用安定、失業保障を確立すること。
- 三、各年金、手当を改善して生活できるものにするとともに、生活保護基準を引き上げ、また、その運用の改善をすること。
- 四、老人医療の有料化など国民負担増に反対し、医療体制の拡充、健康保険の改善をすること。
- 五、社会福祉の諸制度（保育、老人、障害者、母子等）を実態に見合った改善・拡充をすること。
- 六、「超過負担」の解消など地方財政危機の打開と地方自治体の自主的運用強化、更に税制の民主化を図ること。

健康保険料・国鉄運賃をはじめ生活諸物価の高騰と深刻な不況は、住民の暮らしと福祉・地方自治体財政に大きな影響を与え、とりわけ高齢者・低所得者・失業者・障害者・母子・婦人等の生活は、生命にかかわるほどの厳しい実態となっており、このような事態を改善するには、地方自治体の努力もさることながら、それを保障する国の政策と財政が不可欠である。

第六五〇二号 昭和五十二年六月二日受理
健康保険の改善に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市山口大坂六四六ノ七
八四 平林かよみ外一万三千三百五十五名

紹介議員 加藤 進君
公的性格をもつ医療を、国民から一層遠のかせ、その荒廃を更に深化させる政府の医療保険制度の大改悪及び老人医療費の増大を即刻とりやめさせ、いつでもどこでもだれでも良い医療を受けられる制度の確立を目指し、当面次の措置を講ぜられたい。

一、医療保険制度の拡充を行い、後退させないこと。

- 1 健康保険、日雇健康保険、各種共済組合（短期）など組合等医療保険の大改悪を直ちにやめること（保険料引上げ、ボーナスからの特別保険料徴収、初診時・入院時の一部負担、入院時給食費の一部負担、薬代の一部負担、高額療養費自己負担限度額の引上げなど）。
 - 2 組合等医療保険の保険料負担割合を労働者三、使用者七とするともに、政管健康保険、日雇健康保険の国庫負担割合を引き上げること。
 - 3 国民健康保険の保険料引上げをとりやめ、国庫負担を増額すること。
 - 4 予防、リハビリテーションなどを給付対象にするともに、医療保険制度全般の給付改善を図ること。出産については当面現金給付のわくを拡大すること。
 - 5 国公立・公的病院の差額ベッド料、付添料の患者負担を廃止する措置を緊急にとること。
 - 6 診療報酬を物価・人件費の上昇にみあつて緊急に引き上げること。
- 二、公費医療制度の拡充を行い、後退させないこと。
- 1 老人医療費の増大計画をとりやめ、所得制限をなくすこと、国と自治体の責任で訪問看護体制を確立すること。
 - 2 六十五歳以上の老人医療費並びに乳幼児医療費を無料にすること。
 - 3 成人病、癌、結核、精神、障害、難病、慢性疾患など公費医療の改善を図ること。
 - 4 医療供給体制の拡充整備を図ること。
 - 5 国、自治体の責任で、救急医療、休日・夜間医療体制の確立、無医地区・離島医療の拡充、整備を図ること。
 - 6 国公立医療機関の独立採算制を廃止し、よりよい医療が行えるように拡充整備を図ること。

3 各医療機関に対して国、自治体の責任で医療設備の充実、従事者の養成、研究体制の確立のための財政を含む必要な措置をとり、よりよい医療を行えるようにすること。

理由
医療の荒廃は、不況と財政危機のもとで一層深刻さを増し、国民の生命と健康は不安にさらされている。今日、老人、障害者、患者などはもちろんのこと、国民すべてがよりよい医療制度の確立を切望している。特に切実な願いとしては、救急医療、休日・夜間医療体制の確立、医療保険制度を形骸化させている差額ベッド料・付添料などの患者負担廃止、無医地区の解消、へき地・離島医療の整備、医療従事者の確保などがある。政府はこのような切実な国民の要求をかえりみようとせず、単に財政上の見地から国民負担の大幅増を骨子とした医療保険制度の大改悪をはじめ、老人医療費の増大などを強行しようとしている。

第六五〇三号 昭和五十二年六月二日受理
健康保険の改善に関する請願
請願者 愛知県岡崎市明大寺町衣下道五五ノ一四 加藤みづ子外一万三千五百五十五名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第六五〇二号と同じである。

第六五〇四号 昭和五十二年六月二日受理
健康保険の改善に関する請願
請願者 愛知県豊田市広美町中ノ切 倉橋
両平外一万三千三百五十五名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六五〇二号と同じである。

第六五〇五号 昭和五十二年六月二日受理
健康保険の改善に関する請願
請願者 愛知県稲沢市奥田大門町一六三
鈴木浩外一万三千三百五十五名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六五〇二号と同じである。

第六五〇六号 昭和五十二年六月二日受理
健康保険の改善に反対し、医療改善に関する請願
請願者 名古屋市千種区中道町二ノ二一
大山光美外一万三百五十五名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第六五〇二号と同じである。

第六五二二号 昭和五十二年六月二日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願
請願者 群馬県前橋市総社町総社三五六九
ノ三群馬県保険医協会内 三保金
治郎外二百四十三名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第六五一四号 昭和五十二年六月二日受理
日雇健康保険制度の改善に関する請願
請願者 名古屋市南区呼続町五ノ六五
水野武士外三百七十七名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第三七九五号と同じである。

第六五一五号 昭和五十二年六月二日受理
日雇健康保険の改善に関する請願
請願者 名古屋市中区平和二ノ二ノ三全日
本自由労働組合愛知県支部内建設
資材一般労働組合愛知県協議会内
内田基大外四百十三名

紹介議員 加藤 進君
日雇労働者の健康と生命を守る立場から日雇健康
保険の健全な制度確立のために、次の改善策の実
現を図りたい。

一、すべての日雇労働者が日雇健康保険に加入で
きるよう適用の拡大を図ること。

二、不況などで働くことのできない日雇労働者も
医療を受けられるようにするなど、受給要件を
緩和すること。

三、分岐費、埋葬料を政管健保並みに改善するこ
と。

四、入院または、在宅加療中、別名の疾病が発生
したときは受給資格要件がなくとも医者にわか
れるようにすること。

五、保険料の労資負担割合を三対七にすること。
六、国庫負担を増額し安定した制度にすること。
七、総合的健康保険制度を確立すること。

理由

日雇労働者は主に屋外で肉体労働に従事し、広く
建設、運輸、港湾、製造部門などで、社会の建設
に貢献しているが、有給休暇や一時金、退職金等
のないことなど賃金、労働条件は極めて劣悪であ
る。また、その就労の不安定性は、特に石油
ショック以来の不況とインフレの進行のもとで、
働きたくとも仕事のない状態が慢性化しており、
日雇労働者の生活と健康を危機的状況にまで追い
込んでいる。

第六五二五号 昭和五十二年六月二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 熊本市水前寺二ノ二五ノ一 亀田
日出子外一万二千三百六名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第六五五五号 昭和五十二年六月二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 宮城県伊具郡丸森町除二七 柳谷
睦男外二十一名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五二一号と同じである。

第六五五六号 昭和五十二年六月二日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市港町二ノ二二
亀田明美外四百三十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第六五六〇号 昭和五十二年六月二日受理
全国一律最低賃金制法制化等に関する請願
請願者 福岡県久留米市国分町一、三八八
ノ九 足立勉外二百八十七名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五五三三号と同じである。

第六五六一号 昭和五十二年六月二日受理
雇用保障・労働時間短縮、全国一律最賃制及び労
働基本権確立に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市追浜町二ノ五八
遠藤純子外三千四百二十一名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二四一三号と同じである。

昭和五十二年七月二日印刷

昭和五十二年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局